

岩手県告示第601号

平成30年7月3日付け岩手県報第11800号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年岩手県告示第534号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 盛岡市新庄字中津川51の1、浅岸字大志田頭5

(2) 所在が不分明である通知の相手方 金澤吉展、田鎖由藏、舘野卯之助、中坪政吉、吉田久治、渡辺久藏

2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所